

高校生等奨学給付金(私立)

令和7年度 通常給付 (専攻科)

返済は不要です

制度の概要

三重県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等の専攻科に通う高校生等のいる低所得世帯等に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

対象となる世帯

◎令和7年7月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

- ・ 専攻科支援金の支給を受ける資格を有する専攻科の生徒がいる世帯
- ・ 生計維持者が三重県内に居住している世帯(生計維持者のいずれかが海外に居住している場合は除く。)
- ・ 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が

(ア) 非課税である世帯又は

(イ) 105,500 円未満である世帯又は

(ウ) 264,500 円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯であること

※「扶養する子が3人以上いる世帯」とは、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。なお扶養する子とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族であるもののうち、生計維持者と続柄が子のもの又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもないものである。また、市町村民税の扶養親族に反映されない生計維持者に新たに生まれた子等(市町村民税における扶養の判定より後に、生計維持者に出生した実子など)も、扶養する子に含める。

申請方法

上記の要件をすべて満たす世帯は、下記ホームページからダウンロードするか、各学校で申請書類を受け取り、記入の上、各証明書類等とともに三重県私学課に提出してください。

様式等は三重県私学課 HP(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci600005830.htm>)をご確認ください。

提出期限

◎令和7年9月30日(火)必着

※申請期限を過ぎての申請は、理由を問わず一切受付できなくなるので、余裕をもって申請してください。

申請書類提出先

三重県私学課へ申請者の方が直接下記住所へ郵送してください。

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部私学課 奨学給付金担当

提出書類の不足や不備等がある場合は申請が却下される場合がありますので、提出前に十分に確認をしてください。

給付額等

◎給付額は、世帯の状況により変わります。(下記表参照)

※物価高騰による上乗せ給付額を含む

世帯種別	給付額
(ア)道府県民税所得割及び市町村民税所得割 非課税世帯	52,550 円 (通常給付分 52,100 円) (上乗せ給付分 450 円)
(イ)道府県民税所得割及び市町村民税所得割の 合算額105,500 円未満の世帯 ※(ア)を除く	10,520 円 (通常給付分 10,420 円) (上乗せ給付分 100 円)
(ウ)道府県民税所得割及び市町村民税所得割 の合算額264,500 円未満かつ扶養する 子が3人以上いる世帯 ※(ア)(イ)を除く	10,520 円 (通常給付分 10,420 円) (上乗せ給付分 100 円)

奨学給付金の受取りについて

・奨学給付金は、県から直接ご指定の口座に振り込みます。

・通常給付は8月から2月の間に振り込む予定です。

・振込日については給付決定通知と一緒にお知らせします。通知が届くまでお待ちください。

※奨学給付金の振込口座については、控えを取る等して必ず忘れないようにしてください。

(個人情報となりますので、お問合せには回答できませんのでご了承ください。)

※給付決定通知が届く前に県や学校へ振込日のお問い合わせをいただいても、お答えできませんのでご了承ください。

お問い合わせ先

三重県環境生活部私学課奨学給付金担当

TEL 059-224-2161 受付時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:00

※県立高等学校等に在籍する生徒の場合は三重県教育委員会事務局教育財務課奨学給付金担当

電話 059-224-2827 へお問い合わせください。